HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	認識のモダリティの再検討
Author(s)	コルクサ, アリ アイジャン
Citation	国語国文研究, 141, 56(1)-46(11)
Issue Date	2012-02-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/93217
Type	journal article
File Information	kokugokokubunkenkyu_141-56-46.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

認識のモダリティの再検討

KOLUKISA, ALI AYCAN

要　旨

本稿では、従来の研究で「可能性判断」「実証的判断」「確信的判断」と「推量」として四つに分けられる判断種類を再検討し、それぞれ異なる特徴を持つこれらの四つの種類を、話し手に「直接的」あるいは「間接的」に認識されるものであると位置づける。「かもしれない・だろう」などの形式の場合、命題の成否に関する判断は話し手に直接的に認められるものであるのに対し、「にちがいない・らしい・ようだ・等」の形式の場合は他の要素を通した結果、話し手に認識されるものであると主張する。そして、後半では「命題の成立を話し手が自ら非認できるかどうか」のテストを行いながら、認識のモダリティの基本的な用法と、その基本的な用法から逸脱する場合について述べる。

【キーワード】現実世界、想定世界、直接的判断、間接的判断、判断の非認

1．はじめに

本稿では、認識のモダリティを考察し、その主たる機能が「可能性」「確信」「証拠性」と「推量」を表すことであると考えられる四つの判断種類を整理した上で、それぞれの範疇の共通点と相違点を明らかにすることを試みる。

先行研究では、認識のモダリティは主たる機能によって概ね四つに分けられる。これらは三宅（1995）では、「可能性判断」「実証的判断」「確信的判断」と、ダロウを中心とする「推量」と名称されている。一方、三宅（1995）で見られる「実証的」とは〝Evidentiality〟に相当するものとして論じられており、現在の日本語研究においてこの用語は「証拠性」に相当するものとなっている（宮崎 2004：143）。したがって、本稿では、これらを「可能性判断」「証拠性判断」「確信的判断」と「推量」と呼ぶことにする。

また、本稿で扱う認識のモダリティの形式を、「可能性判断」を表す「かもしれない」、「確信的判断」を表す「にちがいない・はずだ」、「証拠性判断」を表す「そうだ・ようだ・らしい・みたいだ・（し）そうだ」と「推量」を表す「だろう」に限定する。

2．認識のモダリティの範疇

益岡（2007：144）では、真偽判断のモダリティ体系は、述語の無標形式による「断

定」と、有標形式による「非断定」との対立からなると述べられている。そして、非断定の判断は、断定はできないものの命題に関して何らかの判断を下すことができる「定判断」と、真偽判断がまったく下せない「不定判断」に大別される。前者は本稿で「認識のモダリティ」に相当するもので、後者は益岡（2007）において、文末に「か」「かな」「かしら」などの形式が付加されることによって疑いや疑問が表される場合に相当するものである。また、三宅（1993、1995）では、推量は「話し手の想像の中で命題を真であると認識する」もので、「現実の世界ではなく、想像の世界において命題を捉える」という基本的な特徴を持っているとされている。一方、三宅（1993、1995）で上のように定義される推量を表す形式は「だろう／まい／活用語の推量・意向形〔ウ／ヨウ〕」だけに限定される。

以上で挙げた益岡（2007）と三宅（1993、1995）を参考に、本稿では認識のモダリティの定義を以下のようにする。

(1)　認識のモダリティは、命題の成否に関して「想定世界」で確定している判断を表すものである。

(1)で述べている、「想定世界」は、「現実世界」と次のような関係を成している。現実世界で対象にされるのは、「命題自体」そのものであるのに対し、想定世界が対象にするのは、「命題に関する見解」であると考える。従って、現実世界で確定しているものは確言的、想定世界で確定しているとされるものは非確言的（概言的）であると言える。

以下、認識のモダリティに表される判断を、三宅（1993、1994、2006）を参考に、「可能性判断」「確信的判断」「証拠性判断」と「推量」として四つのカテゴリーに分けて考察するが、その前にこの四つの判断種類について、三宅（1992）による指摘に注目されたい。

三宅（1992：38）では、命題の可能性に関する認識は「ある場合に真である」か、「いかなる場合においても真である」か、のどちらかであると述べられている。そして、「可能性判断」は前者に、「確信的判断」「実証的判断」と「推量」は後者に相当するとされている。ここから、認識のモダリティを、大枠として二つのグループで取り扱うことが可能であると考える。

(2)　ある場合において命題が成立する。
(3)　いかなる場合においても命題が成立する。

一方、本稿も判断種類の分類に関して三宅(1992)と同じ立場をとるが、「確信的判断」と「証拠性判断」は、命題の成立に反する他の命題の存在を否定できるかどうかに言及しないという特徴を持っていると認めた上で(4)のようにまとめる。

なお、「可能性判断」「確信的判断」「証拠性判断」と「推量」の四つの判断種類の定義を以下のようにする。

(4)　**可能性判断**：「命題が成立すると直接に認めると同時に、その命題の成立に反する他の命題の存在を否定できないという判断」

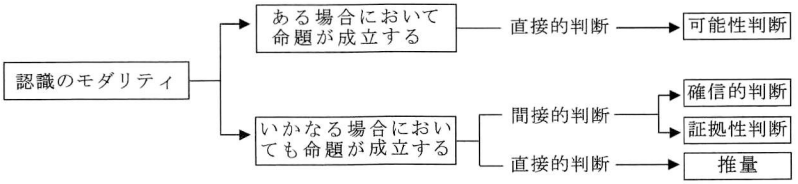
確信的判断：「命題の成立に関して強い確信を持っていると表すことによって、その命題が成立すると認められる判断」

証拠性判断：「命題が成立すると認めるための証拠が存在すると表すことによって、その命題が成立すると認められる判断」

推　　量：「命題が成立すると直接に認める判断」

(4)で定義される認識のモダリティの種類の全ては、「想定世界」で確定している判断を表すものであり、命題が現実世界においてどうであるかを伝えるものではない。現実世界で表される事柄は確言的で、「未確定」か「確定」の何れかになるような相対性を持っている。例えば、未来の事柄は「未確定」、過去の事柄は「確定」と言えるものである。しかし、話し手の判断を対象にする想定世界では、現実世界で見られるような相対性は存在せず、未来や過去と無関係で、全てに関して話し手の判断は非確言的である。無論、その判断は、例えば「階段から落ちただろう」のように、話し手の頭の中で完了したと考えられる出来事を表すものであっても良い。しかし、その場合においても発話時の前に完了したと見られる「落ちた」という事態は、現実世界で実際に確定していると言えるものではなく、想定世界で完了したと考えられる非確言的なものになる。これに関連して、高橋（2005：64、222）では、確認できない事柄をのべるための形式とされる推量形でむすぶ文は、話し手が発話時に推し量っているものであり、過去に推し量ったことを表すものではないと述べられている。

また(4)で行った定義から、四つの判断種類を次のようにまとめることが可能である。「可能性判断」と「推量」は、命題の成否を直接対象にする判断を表すものであるのに対し、「確信的判断」と「証拠性判断」の場合、命題の成否に関する判断は、間接的に対象となるものである。ここで、前者を「直接的判断」、後者を「間接的判断」と呼ぶことにする。つまり、「確信的判断」と「証拠性判断」では、命題の成否は直接的に表されるのではなく、話し手のその命題に関する他の認識を通した結果、伝わるものである。一方、「可能性判断」と「推量」の場合に命題の成否は直接表される。これまで述べてきたことを図で示せば、以下のようになる。



（図１）

ここでは、「直接的判断」と「間接的判断」が異質であると考えられるが、まず以下の

例を見てみよう。

(5)　携帯に校長先生からの着信があったので学校に行ってみたら、やはり次郎はまた喧嘩した｛にちがいなかった／ようだった／??かもしれなかった｝。

(6)　病状を見た限りでは、彼女はマラリアにかかった｛にちがいない／みたいだ／らしい／*だろう｝。

(5)と(6)では、本稿で「直接的判断」と呼ぶことにした「可能性判断」と「推量」の使用は不可能である。直接的判断の場合、話し手がその命題の成否を発話の時点において直接認識しようとするため、命題の成否に関する話し手の判断が発話時に下されるものになる。一方、間接的判断の場合は、話し手が命題が成り立つと認めるための他の要素を認識しようとする。従って、話し手が推し量った結果として命題の成否を発話時に述べたとしても、その命題の成否が必ずしも発話時に認識されるものではなくてもよい。(5)と(6)では、命題の成立に関する推測が発話時の前になされているものであるため、命題の成否に関する話し手の判断を発話時点に設定する「だろう」や「かもしれない」など、直接的判断を表す形式では許容されない。

(7)　怪我をしたという電話をもらった後、すぐ家に帰った。やはり太郎は階段から落ちた｛にちがいなった／ようだった／??かもしれなかった／*だろう｝。

また(7)も、さきの(5)や(6)と同じく、命題に関して話し手の直接的判断を表す形式を使うと不自然になる。ここで、(5)と(7)に現れる副詞「やはり」に注目されたい。飛田他(1994：567)では、「やはり」は話し手の「予想通りの結果になる様子を表す」と述べられている。また、日本国語大辞典で「予期した通りの事態であるさま、順当な事態であるさまを表す語」と「さまざまに考えられても、または、さまざまな経過を経ても、結局は同じ結果、同じ事態に終結することを認める気持ちを表す語」のような説明が見られる。(5)と(7)で「やはり」が使用されることで、似たような因果的関係を経験したことがある話し手によって、その命題の成立が何らかの形で発話時の前に予想されるものとして認識されるようになる。そして、文末に現れる「た」でそれに関する判断の確認が行われる。一方、(7)で「だろう」にはテンスの分化がないことから、比較の妥当性がないと思われるかもしれないが、テンス分化の基準に基づく精密な区分は本稿では行わない。それに、テンス分化がないということから、テンスの分化が必要とされる文脈と必要とされない文脈の両方の場合でも使用が可能ではないかと考えられるため、(7)で「だろう」を挙げた。(7)で「だろう」が成立しない理由を、前述したように「だろう」に「た」が付かないからであるという考えもあるかもしれないが、同じ文脈で「かもしれなかった」も不自然になる。このことは、これが形態的レベルで解決されるべき事柄ではないということを示す。他方、(7)で「た」が「落ちたかもしれなかった」という形で2回現れることで、反事実的解釈が導入されやすくなる。さらに、同じ文脈で「～(し) そうだ」を使うことも可能だと考えるが、その場合

に文の意味が異なる。また、「かもしれない」と「だろう」に関して、森山（1989）の例を見られたい。(8)と(9)は森山（1989：70-71）からの引用である。

(8)　??部屋にリュックが置いてある。彼は昨日山から帰ったかもしれない。
(9)　??部屋にリュックが置いてある。彼は昨日山から帰っただろう。

(8)と(9)で文末にくる「かもしれない」と「だろう」は、話し手の直接的判断を表す形式であるため、前の文脈に現れる要素が推論の根拠にされにくい。一方、「かもしれない」と「だろう」で言えるとすれば、それは「部屋にリュックが置いてある」ということと無関係な判断としか解釈されない(森山：1989：71)。しかし、同じ文脈で、(10)で見られるように、証拠性判断を表す形式は勿論、確信的判断を表す形式も使うことができる。

(10)　部屋にリュックが置いてある。彼は昨日山から帰った｛にちがいない／はずだ／ようだ／らしい｝。

本稿では、以上見てきたような現象は、「可能性判断」と「推量」の場合に話し手が命題の成否を直接に認めるのに対し、「確信的判断」と「証拠性判断」の場合それは間接的に認められるものになるから起こると考える。また、命題の成否に関する側面から、前者を「直接的判断」、後者を「間接的判断」であると主張する。

一方、先の文脈で「かもしれない」と「だろう」を使おうとする場合には「の」を挿入する必要がある。

(11)　部屋にリュックが置いてある。彼は昨日山から帰ったのかもしれない。
(12)　部屋にリュックが置いてある。彼は昨日山から帰ったのだろう。

(11)と(12)では、「かもしれない」と「だろう」の前に「の」が入ることで、「彼は昨日山から帰った」という推論は、「部屋にリュックが置いてある」という文から導き出されるというニュアンスが加わる結果、前の文脈を引き受けることが可能になる。一方、さきの(8)と(9)では、その推論が「彼は昨日山から帰った」という文脈で開始されるものになるため、前の文脈を引き受けることは不可能である。野田（1997：212）では、「だろう」「にちがいない」「かもしれない」は、根拠を示さずに話し手の判断を述べる形式であると説明されている。本稿は「だろう」と「かもしれない」に関して、野田（1997）と同じ立場を取るが、「にちがいない」を別扱いする。これは「にちがいない」は話し手の判断の根拠を有標的に表すことができないものの、無標的に表すことが可能であるからである。ここで「有標的」と言ったものの場合、話し手の判断の根拠となる証拠物が直接にその判断に関わるものであるが、「無標的」と言ったものの場合は、証拠物は直接に話し手の判断に関わるものではなく、話し手のその判断を下すための確信に関わるものになる。したがって、確信的判断の場合、証拠物がその確信を持つ

理由の根拠として位置づけられることから、判断との繋がりが間接的になる。つまり、確信的判断の場合は、話し手の確信判断を通して証拠物の存在が伝わるから、無標的に表されるものであると考える。「にちがいない」で話し手の判断が表された場合に、話し手がその命題が成立すると強い確信を抱くための何らかの理由、或いは根拠を持っていると考えるのが妥当である。そこから、「にちがいない」に話し手の判断の根拠を無標的に表す力が生まれ、その根拠が発話時点の前から存在すると考えることが可能になる。かくして、推論が発話時の前に開始すると認識できるようになる。また、「ようだ」や「らしい」などのような、主たる機能が話し手の判断の根拠を表すことである「証拠性判断」の形式の前に「の」が現れることが不可能であるのに、確信的判断を表す「にちがいない」の前に「の」が現れてもよいということは、話し手の判断の根拠を無標的にしか表すことができないということを示す。よって、「にちがいない」の前に「の」が介在することも可能で、その場合に根拠が有標的に表されるようになる。このことは、意味的な側面から言えば、例えばさきの(7)の文脈で「焦点」として反映される。

(13)　怪我をしたという電話をもらった後、すぐ家に帰った。やはり太郎は階段から落ちたのにちがいなかった。

(13)で「にちがいない」の前に「の」が現れた場合には「やはり落ちた場所は階段だった」、或いは「やはりその階段から落ちた」などのように、焦点が当たることになる。

以上をまとめれば、「間接的判断」と「直接的判断」の両形式とも、話し手が行った推論で辿り着いた結果を発話の時点で述べるという性質を持っているが、この両者はある点で異なる。直接的判断の場合に命題の成否に関する推論は発話の時点で行われるものであるが、間接的判断の場合にはその推論が発話時点の前に始まるものであってもよい。これは、推論の根拠にされるものが必ずしも発話の時点で話し手に認識されるものでなくてもよいという性質を「間接的判断」にもたらす。ここから、間接的判断の形式は、直接的判断の形式に比べ、よりアスペクト的な特徴を持っているといえる。

3．想定世界における判断の非認要件

認識のモダリティは、基本的に話し手の「想定世界」において確定している判断を表すために使用される。ここで、仁田（1992）で挙げられる例を見られたい。(14)と(15)は、仁田（1992：5）からの引用である。

(14)　今回は首相も証人喚問に応じるだろうが、*僕はそうは思わない。
(15)　今回は首相も証人喚問に応じるようだが、*僕はそうは思わない。

仁田（1992）では、(14)は話し手の推し量り作用によってとらえられたもの、(15)は話

し手の徴候の元での推し量りによってとらえられたものであると述べられ、この二つは話し手の判定作用を経た結果、生み出されたものとされている。また、(14)と(15)の逸脱性に関して、仁田（2000：88）では、内容の成立に話し手自らの判定作用が関わっているタイプの判定のモダリティの場合は、自ら事態の成立を述べたすぐ後で、それを非認することは自己矛盾になると説明されている。

(16)　例１は正しいにちがいないが、*僕はそうは思わない。
(17)　例１は正しいはずだが、*僕はそうは思わない。
(18)　例１は正しいだろうが、*僕はそうは思わない。

また、(16)～(18)の後半が成立しない理由は、さきの(14)や(15)と同じく、話し手が命題が成立すると認めた直後に、それを自ら非認しようとするのは矛盾になるからである。しかし、(16)～(18)を、以下のような形にすれば、話し手がその命題の成立を非認してもよい。

(19)　太郎の判断では例１は正しいにちがいないが、僕はそうは思わない。
(20)　太郎の判断では例１は正しいはずだが、僕はそうは思わない。
(21)　太郎の判断では例１は正しいだろうが、僕はそうは思わない。

これは、(19)～(21)で認識のモダリティで表される判断に話し手の判定作用が関わらないために可能になる。また、次の例も同じである。

(22)　花子にとっては楽な暮らしかもしれないが、僕はそうは思わない。
(23)　花子にとっては楽な暮らしのはずだが、僕はそうは思わない。

認識のモダリティの基本的な特徴は想定世界で確定している話し手の判断を表すことであるが、(19)～(23)からも確認されるように、文脈によってその判断は、話し手のではない、「第三者の判断」になることも可能である。原則として、判断主観が明示されない場合は話し手が判断主体だという無標の解釈になるが、判断主観が明示される場合は判断主体が話し手以外の者でもよい。しかし、後者の場合は有標の解釈になる。よって、(19)～(21)では「太郎の判断では」という部分と、(22)(23)では「花子にとって」という部分があるため、文の前半は話し手の主観の範囲外になる。その場合に命題の成否に関する判断の責任者は話し手ではないため、その命題の成立を自ら非認してもよい。

一方、話し手の判断であるにも関わらず、命題の成立を非認してもよい場合も見られる。次の例を見られたい。

(24)　犯行の手口からすると犯人は男かもしれないが、私はそうは思わない。

(24)で「犯人が男であること」が「犯行の手口から考えた場合」において成り立つ判断

であるため、そうでない場合においては話し手がその判断を非認してもよい。これは「かもしれない」など、「ある場合において命題が成立する」という特徴を持つ形式でより容易に成立するが、(25)からも確認されるように、「いかなる場合においても命題が成立する」という特徴を持つ形式の場合も、文脈を補足すれば可能になる。

(25)　A：「あの港湾警備員のせいで、この前の作戦が大失敗だったんだよ。だから、彼のいうことをあまり当てにしない方がいいと思う…」
　　B：「とにかく話を聞かせてくれ。」
　　A：「あの港湾警備員の話から推測すると、白鳥丸は明日の明け方に出航する{にちがいない／はずだ／だろう}が、僕はこれまでの経験からはそうじゃないと思う。」

このことは、話し手が命題が成立すると認める判断がある場合に限定されるから起こる現象と見られる。文脈から「限定されるある場合においての話し手の判断」と「そうでない場合の話し手の判断」が明らかに分離されるようになれば、「限定される場合においての判断」を話し手が自ら非認してもよいということになる。ここで「限定される場合においての話し手の判断」が「あの湾警備員の話から推測する」場合であるため、限定されない場合において話し手がその判断を非認できる。しかし、特に(3)で述べた、「いかなる場合においても命題が成立する」という判断を表す形式の場合、これを成り立たせるため、(25)で観察されるように、相当な文脈が必要になる。

一方、認識のモダリティの中に、命題の成否に関する判断の責任が話し手に義務化されていないため、話し手が自らその命題の成立を非認してもよいと言える形式も存在する。

(26)　明日は雨が降るそうだけど、僕はそうは思わない。

(26)で主たる機能が「伝聞」を表すことである「そうだ」が使用されている。仁田（2000）では、伝聞は描き取られている言表事態が第三者からの情報によるものであり、話し手の判定作用を経ていないと述べられている。したがって、伝聞の場合、話し手の判定作用が関わらないため、話し手が自らその命題の成立を非認してもよいということになる。

また、「らしい」にも伝聞機能が見られる。その機能が文脈から明らかである場合に「そうだ」と似たような振る舞いをする。

(27)　天気予報によれば雨が降るらしいけど、僕は降るとは思わない。

(27)の前半では、話し手が命題の成立に関する情報を伝えるが、その命題の成立に関する判定作用が話し手によって行われたものではない。したがって、話し手自らがその命題の成立を非認することが可能である。これに関連して、三宅（1994：31）では、

「推論の現場性」という概念が導入され、「らしい」が伝聞的な意味にずれ込む条件は「推論の現場性が満たされない時」であると述べられている。(27)が伝聞に解釈される理由もこれに由来するものであり、「雨が降る」という推論は話し手が行ったものではない。しかし次の文脈の場合、命題が成立するという判断を下すのが話し手であるため、それを非認することが許容されない。

(28)　また曇ってきたな。どうやら雨が降るらしいけど、*僕は降るとは思わない。

(28)で「雨が降る」という判断が話し手の判定作用を経たものであるため、後半でその命題の成立を自ら非認することが不自然になる。ここで(28)で現れる副詞「どうやら」に注目されたい。森本（1994：93）では、「どうやら」は認知的経験にもとづいた話し手の推論を担うという内容を持つ文にむすびつき、そのメカニズムにかかわるという指摘が見られる。これはある意味で、「どうやら」は話し手の判定作用が関わるタイプの文に付くということにもなる。さらに、安達（1996）で「どうやら」と呼応する認識のモダリティには「ようだ」「みたいだ」「らしい」と、「〜(し) そうだ」があげられている。

(29)　どうやら明日は雨が降りそうだが、*僕はそうは思わない。
(30)　明日は雨が降りそうだが、*僕はそうは思わない。

(29)は話し手の判定作用が関わるものであるため、後半で話し手がその命題の成立を非認すると自己矛盾になる。また、(30)で観察されるように、同じ文脈で「どうやら」を外しても結果は変わらない。これは、「〜(し) そうだ」には、「らしい」に見られるような二次的機能がないからである。一方、「ようだ」と「みたいだ」には、「どうやら」など、命題の判定作用が関わるという解釈を支える副詞が付かない場合に現れる二次的機能が存在する。この場合、「ようだ」と「みたいだ」が比況の意味を表す。

(31)　どうやらこれは人間の頭蓋骨のようだが、*僕は人間の頭蓋骨とは思わない。
(32)　これは人間の頭蓋骨のようだが、僕は人間の頭蓋骨とは思わない。

(31)では「どうやら」が使用されることで、「ようだ」が話し手の判定作用が関わるものとして解釈される結果、話し手がその命題の成立を非認できなくなるが、(32)で見られるように、「どうやら」を外すと、「ようだ」が比況の意味にずれ込み、話し手がその命題の成立を自ら非認することができるようになる。これは「みたいだ」にも同様に観察される。

(33)　どうやらこれは人間の頭蓋骨みたいだが、*僕は人間の頭蓋骨とは思わない。
(34)　これは人間の頭蓋骨みたいだが、僕は人間の頭蓋骨とは思わない。

これは、特に現場的証拠性を表す機能がより発達した「ようだ」と「みたいだ」の場合、「命題が成立するための証拠物が存在するが、その命題の成立を話し手が自ら非認する」という意味合いで、基本的用法から派生したものだと考えられる。一方、(31)(33)では、「どうやら」の前に「最新の分析結果によると」を入れれば、受容度が高まるが、その場合は文の前半の成立に関する判断がある場合に限定されることになる。また、先行研究で「比況」と称されるこの用法は、「ようだ」と「みたいだ」が「名詞」と「動作動詞＋ている」に付く場合に顕在化するといえる。

(35)　武志のかすれた声がまるで耳に響いているようだった。
(36)　この植物は死んでいるみたいだけど、実は生きているよ。

「伝聞」と「比況」を表す機能をもつ両者とも、命題の成否に関して話し手の判断を表すという点において、認識のモダリティの基本的用法から逸脱するものだと見られる。また、その証拠は、話し手が自らその命題の成否を非認してもよいというところにある。一方、「伝聞」と「比況」の間には次のような差が見られる。話し手が命題の成立を非認するということを示す「僕はそうは思わない」などのような文脈がない場合に、「伝聞」の「そうだ」と「らしい」では、話し手が命題の成立を非認するかどうかが決まっていないため、情報を伝える価値から考えれば、その判断がわざと非認されたりはしない限り、話し手が命題の成立を認めると解釈するのが妥当である。しかし、比況を表す「ようだ」と「みたいだ」の場合には、文脈の有無に関わらず話し手がその命題の成立を自ら非認するわけである。

以上、認識のモダリティを「話し手が命題の成立を非認できるかどうか」という観点から論じてきた。認識のモダリティの基本的な特徴は想定世界で確定している話し手の判断を表すことであるが、その判断が文脈によって第三者の判断になる場合も見られる。また、基本的な用法では、認識のモダリティが命題の成否に関する話し手の判断を表すため、話し手が命題の成立を自ら非認することは自己矛盾になる。しかし、その判断が第三者のものである場合と、話し手の判断であってもそれが「ある場合に」限定される場合には、話し手が命題の成立を非認できるようになる。さらに「証拠性判断」を表す形式が「伝聞」と「比況」の機能を果たす場合は、話し手が命題の成立を自ら非認してよいといえる。

4．終わりに

以上、認識のモダリティを再検討し、「可能性」「確信」「証拠性」と「推量」の四つの判断種類を、命題の成否の認識され方によって、「直接的」と「間接的」として位置づけた。また後半では、話し手が自ら命題の成立を非認できるかどうかのテストを行い、認識のモダリティの基本的な用法と、その基本的な用法から逸脱する場合について考察した。他方、本稿は認識のモダリティの意味的な側面に重点をおいたものであり、テンスの分化や否定の可否など、統合レベルで扱われる要素を考慮に入れていな

い。

認識のモダリティは、従来の研究で述べられてきたように、主たる機能が命題の成否に関する話し手の判断を表すことであるが、上の例からも確認されるように、文脈によってその機能から逸脱する場合も見られる。本稿では、これを「基本的な用法からの逸脱」という形で捉えた。さらに、これが伝聞の「そうだ」「らしい」や比況の「ようだ」「みたいだ」など間接的判断を表す形式の場合より多く観察されるのは、間接的判断を表す形式が命題の成立を、その命題が成立すると認めるための他の要素の存在を述べることで、間接的に対象にするからこそ起こる現象だと見られる。

参考文献

(1) 安達太郎(1996)「副詞から見た証拠性判断の意味特徴」『神戸大学留学生センター紀要』 3号、神戸大学留学生センター、pp.67-77
(2) 高橋太郎 (2005)『日本語の文法』ひつじ書房
(3) 小学館国語辞典編集部 (2006)『(精選版) 日本国語大辞典』小学館 (電子版)
(4) 飛田良文・浅田秀子 (1994)『現代副詞用法辞典』東京堂出版
(5) 野田春美 (1997)『「の (だ)」の機能』くろしお出版
(6) 益岡隆志 (2007)『日本語のモダリティの探求』くろしお出版
(7) 宮崎和人 (2004)「認識のモダリティ」『新日本語文法選書 4 ―モダリティ』くろしお出版、pp.121-171
(8) 三宅知宏 (1992)「認識的モダリティにおける可能性判断について」『待兼山論叢―日本学編』第 26 号、大阪大学文学部、pp.35-47
(9) ――――― (1993)「認識的モダリティにおける確信的判断について」『語文』第 61 輯、大阪大学国語国文学会、pp.36-46
(10) ――――― (1994)「認識的モダリティにおける実証的判断について」『国語国文』第 63 巻 11 号、京都大学国文学会、pp.20-34
(11) ――――― (1995)「『推量』について」『国語学』第 183 号、国語学会、pp.86-76
(12) ――――― (2006)「『実証的判断』が表される諸形式―ヨウダ・ラシイをめぐって」『日本語文法の新地平 2 ―文論編』くろしお出版、pp.119-136
(13) 森本順子 (1994)『日本語研究叢書 7　話し手の主観を表す副詞について』くろしお出版
(14) 森山卓郎 (1989)「認識のムードとその周辺」仁田義雄・益岡隆志 (編)『日本語のモダリティ』くろしお出版、pp.57-74
(15) 仁田義雄 (1992)「判断から発話・伝達へ―伝聞・婉曲の表現を中心に」『日本語教育』第 77 号、日本語教育学会、pp.1-13
(16) 仁田義雄 (2000)「認識のモダリティとその周辺」森山卓郎・仁田義雄・工藤浩 (著)『日本語の文法 3　モダリティ』岩波書店、pp.79-159

(コルクサ、アリ　アイジャン・ネヴシェヒル大学日本語日本文学科助教授―トルコ)